

## 篆刻の会 会則

- 1 名称 本会は篆刻の会という
- 2 所在地 本会は事務所を本会の会長宅に置く
- 3 目的 本会は多摩地区において広域的な市民組織に関する広域的活動を行うと共にその活動を通じて会員の質の向上及び多摩地域の組織強化の発展に貢献する。
- 4 活動 本会は上記目的を達成するために次の活動を行う。
  - 1) 文献の調査研究
  - 2) 篆刻の作品制作研究
- 5 会員 本会は上記目的に賛同し活動に参加協力する者
- 6 役員 本会に会長、副会長、会計、会計監査をおく
- 7 会費 会費は6ヶ月5000円とする

附則 この規約は平成23年4月から施行する